

平成24年(ワ)第35600号 債務不存在確認請求事件

原告 鈴木 常彦

被告 社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

## 準備書面1

平成25年1月15日

東京地方裁判所民事第39部ろA係 御中

原告 鈴木 常彦

原告は、本訴訟を進行するに適切な当事者は原告であると考えていることについて以下のとおりその主張の補充を行うとともに、仮に御庁において原告は本訴訟について適切な当事者でないにご判断される場合に、御庁に求めるご対応に関し以下のとおり意見を述べる。

### 1. 被告との間の契約の主体について

(1). 中部アカデミックネットワークは法人格を有しない団体である。

(2). 法人格を有しない団体が訴訟当事者となるためには、民事訴訟法第29条に定める法人でない社団に該当する必要があるが、裁判例によれば、同条の法人でない社団というためには、「団体としての組織をそなえ、そこには多数決の原則が行われ、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、しかしてその組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理、その他団体としての主要な点が確定しているものでなければならない」とされている(最高裁判所第一小法廷昭和39年10月15日、民集18巻8号1671頁)。

中部アカデミックネットワークは、原告を発足者とする有識者集団であり、代表者は原告である。

中部アカデミックネットワークの規約は甲第 6 号証であり、現在の構成員は甲第 7 号証記載のとおり原告を含め 4 名である。活動に関する事項、日々の連絡、中部アカデミックネットワークの決議に関する事柄は、原告が立ち上げ、中部アカデミックネットワークの構成員が加入するメーリングリストによって行われている。

- (3). 上記のように、原告は、中部アカデミックネットワークに法人格がないこと、さらに、民事訴訟法第 29 条にいう法人でない社団に該当するの否か判断しかねたことから、中部アカデミックネットワークを当事者として訴訟を行うことは適切ではなく、法律上、被告との契約の主体であると評価されるのは、中部アカデミックネットワークの代表である原告と考え、原告が当事者となり本訴訟を提起している。

## 2. 御庁に求めらるご対応について

被告は平成 24 年 11 月 22 日付答弁書において、被告との契約の主体は中部アカデミックネットワークであり、被告が維持料支払債務の請求を行っている相手方は中部アカデミックネットワークである、旨の意見を述べている。

原告としては、上記のとおり、契約の主体は、中部アカデミックネットワークの代表である原告個人であると考えているが、被告との間でこの点について争うことを望むものではない。御庁が、中部アカデミックネットワークが民事訴訟法第 29 条にいう法人格なき社団であり契約の当事者となり且つ訴訟の当事者となることが出来るとご判断されるのであれば、被告が上記のような意見を述べていることに鑑みても、早期の段階で、中部アカデミックネットワークを当事者として、訴訟を進行させていただきたいと考えている(現在中部アカデミックネットワークの構成員であるメーリングリスト登録者(原告のほか 3 名)は、全員、被告に対する維持料支払債務不存在確認

訴訟提起に賛成している)。

原告としては、維持料支払債務の存否につき御庁にご判断いただくことが第一の目的である。

したがって、上記の点について御庁にご判断いただくためには、いずれの当事者が適切であるのか、また、その際の手続きはどのようにさせていただけばよいのか、法人格なき社団の名で訴訟を行うのであればどのような資料が必要なのか等、について、今までの訴訟追行を無駄にしないような方法でのご教示をいただければ、原告において必要な対応をさせていただくので、是非そのような対応をお願いさせていただきたい。

以上